



第3次

網走市男女共同参画プラン

～誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまち～



令和4年3月

網走市



はじめに

本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、社会情勢がめまぐるしく変化する中において、女性と男性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、当市はこれまで、平成14年に網走市男女共同参画プラン、平成24年には第2次網走市男女共同参画プランを策定し、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

令和3年7月に実施したアンケートの結果からは、性別による役割分担意識は減少している傾向が見られましたが、私たちを取り巻く慣習、社会的な仕組みを見ると、依然として対応すべき課題があることがわかりました。また、女性の活躍推進や多様性の尊重など、誰もが性別にとらわれることなく個性と能力を発揮できる社会の実現や、新型コロナウイルス感染症が収束した後の時代を見据えた「新しい日常」の実現に向けた取り組みが求められています。

今回策定した第3次網走市男女共同参画プランは、新たに「誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまち」という将来像と5つの目標を掲げ、豊かで活気に満ちた男女共同参画社会を実現するための取り組みを進めていこうとするものです。

内容についてご審議いただいた網走市男女共同参画プラン推進会議委員の皆様には、貴重なご意見をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

男女共同参画社会を実現するには、行政のみならず市民、民間団体、企業の積極的な参画と協力が欠かせません。

皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

網走市長 水谷 洋一

第1章 プラン策定にあたって

第1章 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨

網走市ではこれまで、「網走市男女共同参画プラン（H14～H23）」、「第2次網走市男女共同参画プラン（H24～R3）」に基づき、市民、民間団体、企業及び国や北海道等と相互に連携・協力しながら、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を存分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

令和3（2021）年度に「第2次網走市男女共同参画プラン」の計画期間が満了を迎えることから、これまでの成果、社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」や関係する法令の改正等の動きを踏まえ、新たに「第3次網走市男女共同参画プラン」を策定します。

2. プラン策定の背景

（1）世界の動き

平成27（2015）年に国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、現在「誰一人として取り残さない」持続可能なよりよい世界をめざすための取り組みが進められています。同アジェンダの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント[力をつけること]を達成することをめざす」とあり、国際的にも人権の尊重や女性の活躍推進が改めて強調されています。

（2）国・道の動き

平成11（1999）年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、少子高齢化の進展や社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において男女共同社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

国は、平成12（2000）年に、男女共同参画社会の実現をめざすために取り組むべき政策の方向性と具体的な施策を示した「男女共同参画基本計画」を策定しました。以降、5年ごとに基本計画を改定し、令和2（2020）年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成27（2015）年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、職業生活における女性活躍を推進するための環境整備も進められています。

北海道においては、平成 30（2018）年 3 月に策定された「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」において、特に、意識改革の推進、さまざまな分野における女性の活躍の推進、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進が強調する視点として掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けた各施策を実施しています。

しかしながら、令和元（2019）年 12 月に発表された、世界経済フォーラムによる「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は 153 か国中 121 位と過去最低の順位となりました。この指標は、政治・経済・教育・健康の 4 部門について男女にどれだけの格差が存在しているかを分析したもので、日本は特に政治と経済の分野において男女の格差が大きいとされており、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題が依然として多く残されています。

（3）網走市の取り組み

網走市では、めざすべき網走の姿の基本的な考え方や取り組みを示す「網走市総合計画」を策定しており、平成 10（1998）年策定の計画において、「健康で思いやりのある地域社会づくり」の実現に向けた 7 つの基本目標の一つとして男女共同参画社会の実現を、平成 30（2018）年策定の計画において、基本目標「5 とともに歩み、築く協働のまち」の「地域協働」分野で、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまちをめざすとして、男女共同参画の推進を掲げています。

平成 14（2002）年には、網走市初の男女共同参画計画である「網走市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成 20（2008）年の改定を経て、平成 24（2012）年には「第 2 次網走市男女共同参画プラン」を策定、平成 30（2018）年に改定し、男女共同参画の実現に向けた各種取り組みを実施してきました。

第 2 次網走市男女共同参画プランの策定から 10 年が経過しましたが、その間にも人口減少など、社会情勢は急激に変化しています。

第2章 現状と課題

第2章 現状と課題

1. 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

(1) 人口減少社会の本格化

厚生労働省が令和3(2021)年6月に発表した「2020年の人口動態統計(概数)」によると、1人の女性が生涯に産む子どもの推計人数を示す「合計特殊出生率」は1.34で、5年連続で低下しました。また、総務省統計局の「人口推計(令和3年10月報)」を見ても、令和3(2021)年の日本の総人口は次のとおりとなっており、65歳以上の高齢者の増加と、生産年齢人口の減少がみられ、社会全体の人口減少が進行しています。

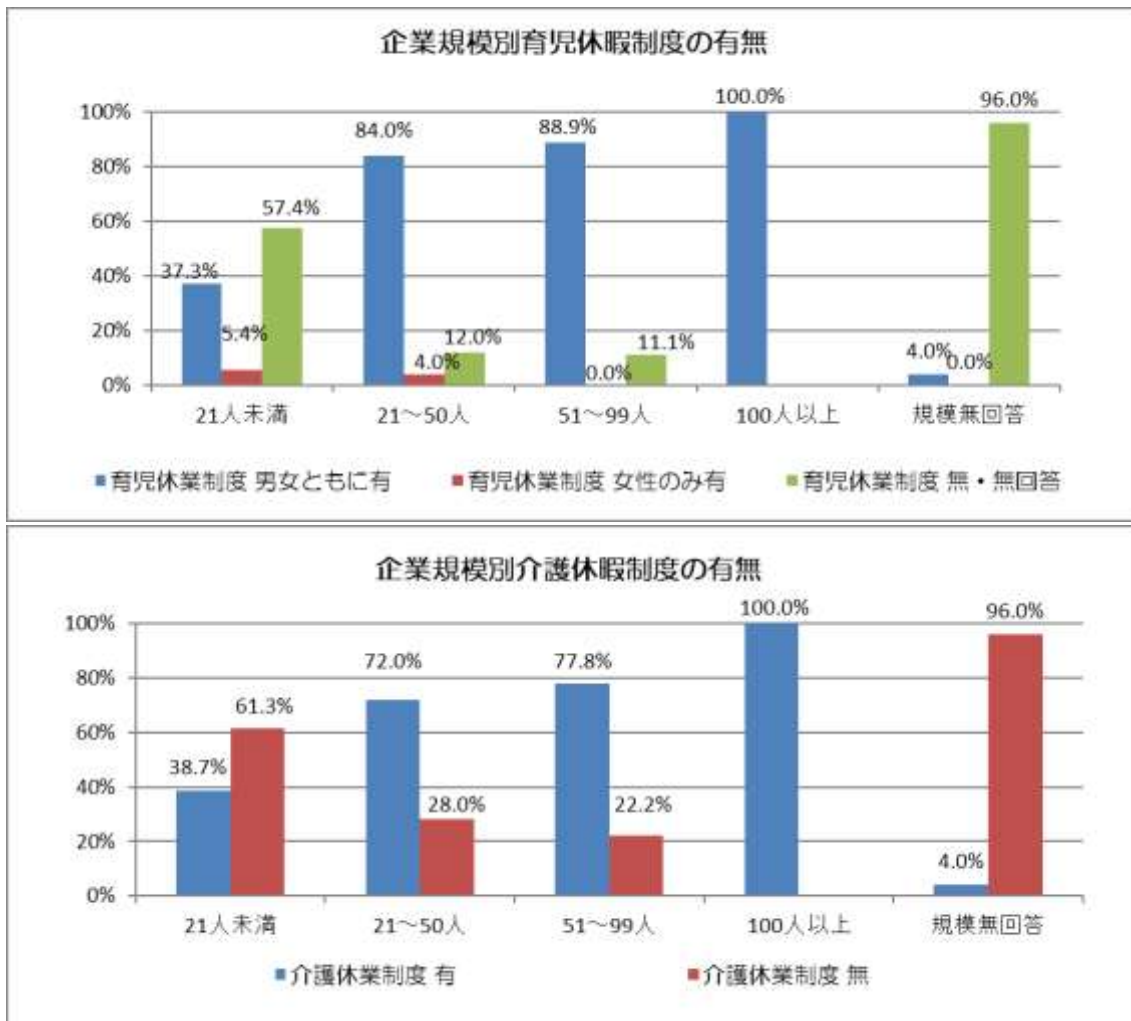
【人口推計(令和3年10月報): 令和3(2021)年5月1日時点の人口】

項目	人口	H27 調査時との比較(概算値)
総人口	1億2,533万9千人	▲55万6千人(▲0.44%)
15歳未満人口	1,488万6千人	▲21万9千人(▲1.45%)
15~64歳人口	7,413万6千人	▲57万5千人(▲0.77%)
65歳以上人口	3,631万7千人	23万8千人(0.66%)

一方で、厚生労働省の「令和2(2020)年簡易生命表」によると、日本の平均寿命は男性で81.64歳、女性で87.74歳となり、90歳まで生きる人の割合は男性で28.4%、女性で52.5%と、世界でも有数の長寿社会であることが示されています。

このような「人生100年時代」を迎えた現代においては、若い時から仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活を送っていくことが重要です。そのためには、「家事・育児・介護等は男女が共に担うべき共通の課題である」という意識改革を進めることに併せて、仕事と家庭の両立のため、性別を問わず育児休業や介護休業等が取得しやすい環境を整備することが求められます。

また、健康で生き生きとした生活や社会活動を行うには、それぞれが自己実現できる環境づくりや健康保持・増進に向けた支援と学習の場の創設、一人ひとりが主体的に自らのライフスタイルを考えて社会参加できる体制づくりが必要です。



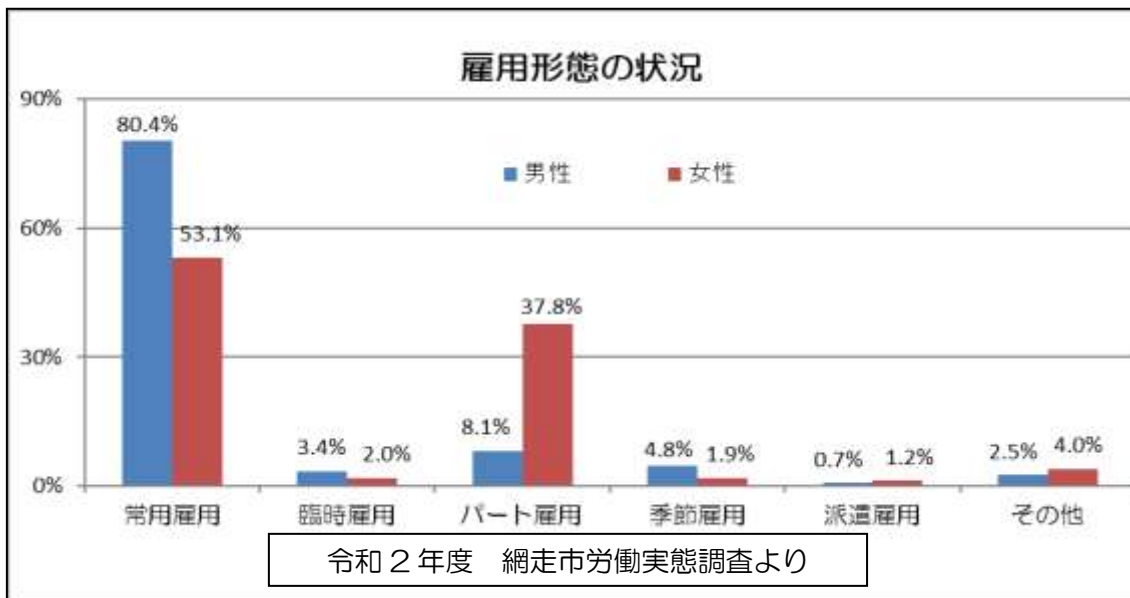
令和２年度 網走市労働実態調査より

（２）新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって顕在化した諸問題

近年、ドメスティック・バイオレンスに対する認識は深まりつつありますが、情報通信技術（ICT）の進化や SNS などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の内容は、より一層多様化しています。加えて、令和２（2020）年からの新型コロナウイルス感染症拡大以降、外出自粛や休業等によるストレスや生活不安から、ドメスティック・バイオレンスが増加・深刻化し、改めて女性に対するあらゆる暴力の根絶が求められています。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響は、特に非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等の対面サービスにおいて大きく、その分野における女性の雇用や所得に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加や、育児や介護等の負担増加が起きています。

性や暴力などに関する問題には、被害者の人権に配慮した取り組みを進めることが必要です。また、女性の経済的な自立のためには、職場環境における男女平等意識の推進や、柔軟な働き方の実現などが求められます。



(3) 意思決定の場における女性の参画拡大の推進

政府ではこれまで、平成 15 (2003) 年に掲げた「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との「2020 年 30%」の目標達成に向け取り組みを進めてきました。しかし、社会全体での目標共有不足や、それまでの慣習が払拭されていなかったこと、各種制度等が男女共同参画の視点を十分に踏まえたものではなかったことなどから、各分野における女性の登用率は、国会では衆議院が 9.9%、参議院が 22.9%、司法分野では裁判官 22.6%、行政分野では都道府県知事 4.3%、市区長 3.2%などと、目標は未達成となりました。

網走市においても、審議会委員等の意思決定の場における女性の登用率は令和 3(2021) 年 4 月 1 日現在で 24.6%と、国の目標である 30%を達成できていません。男女が対等に社会に参画できる環境づくりや条件整備とともに、意識改革を進め、そのための力をつけること（エンパワーメント）が必要です。



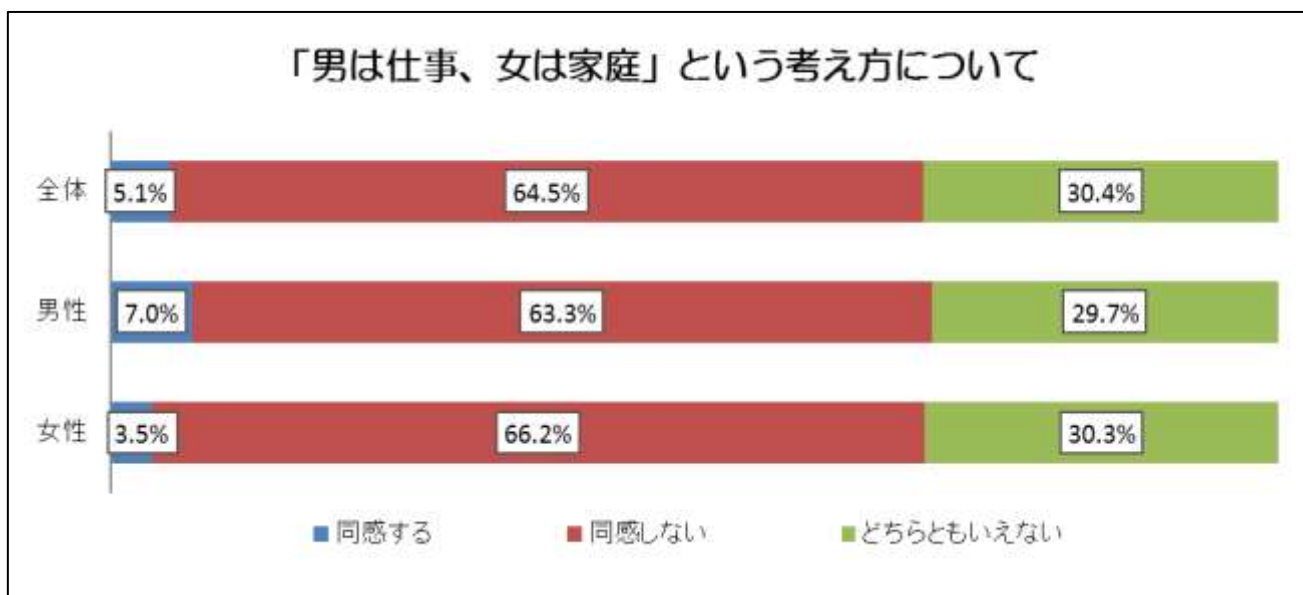
2. 市民アンケートの結果より

令和3（2021）年7月に、市内に居住する満18歳以上の男女1,000人を対象に「男女共同参画に関する市民アンケート」を行いました。

（1）「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担に「同意しない」という割合は、女性で66.2%、男性で63.3%と前回調査（平成29年実施：女性47.9%、男性48.0%）に比べて大きく増加し、男女共同参画への意識醸成が図られていることがわかりました。

また、男女共同参画についての認知度は全体で57.2%となりましたが、年代別に見ると、70歳以上が41.7%、20代が44.4%と、年配層と若者層における認知度の低さがうかがえ、これらの世代への認知度の向上が課題となっています。

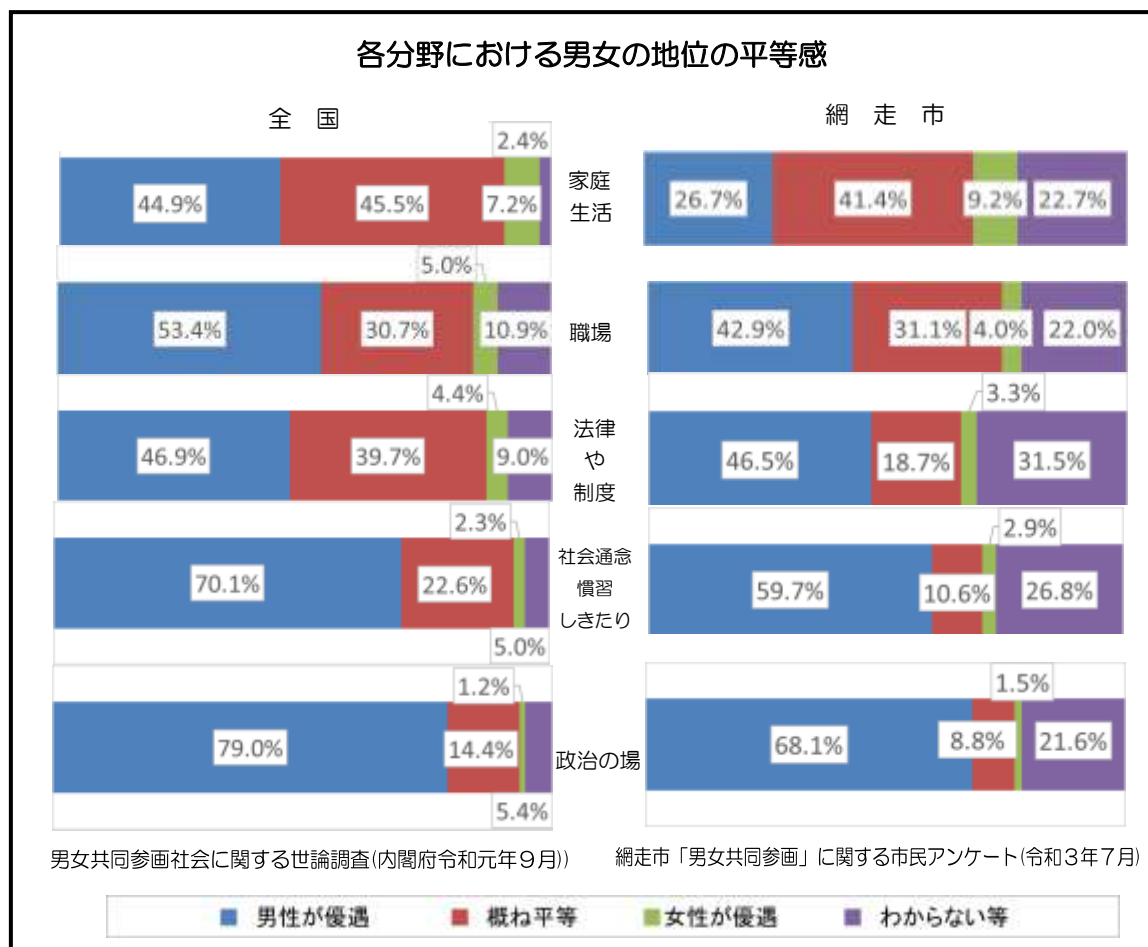


網走市「男女共同参画」に関する市民アンケート（令和3年7月）

（2）各分野における男女の地位の平等感について

5年前のアンケート結果との比較では、家庭内で男女が「平等である」との回答が31.9%から41.4%に、職場内で25.1%から31.1%に上昇するなど、以前に比べて男女が平等であるとした回答が増えました。一方で、「政治の場」では「男性が優位である」との回答が68.1%（前回値53.2%）、「慣習・しきたり」では、59.7%（前回値57.6%）、となり、依然として男性が優位であるとの回答が多い結果となりました。

全国的な世論調査の結果を見ても、網走市と同じような項目で男性が優遇されているとの割合が高くなっており、社会におけるしきたりや意思決定の場などにおける男女平等意識の向上が課題となっています。

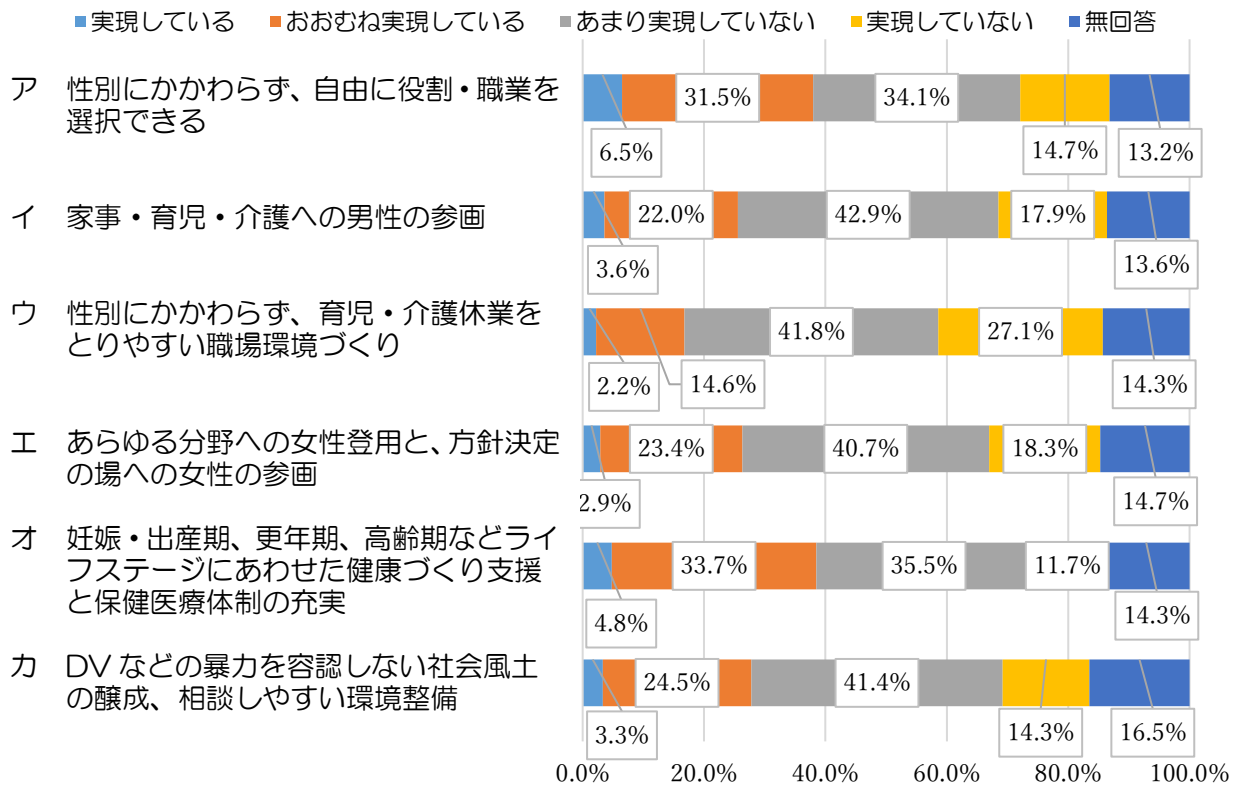


(3) 網走市の男女共同参画の実現について

網走市の男女共同参画の実現については、いずれの項目でも「あまり実現していない」「実現していない」の割合が高く、男女共同参画の実現にはまだ課題があることがわかりました。市の取り組みの強化や成果の見える化が必要です。

また、「今後、市が優先すべき施策」の問いに対しては、前回の調査では「男女の職業生活と家庭生活の両立の支援」が最も多く、次に「就労等の場における男女平等の確保」が多い結果となりましたが、今回は「企業等への男女平等の雇用環境、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進の働きかけ」が最も多く、次に「男女平等意識を育てるための学校教育の充実」が多い結果となりました。働く場での男女平等や働き方改革の推進の働きかけのほか、学校教育において男女平等意識を育てていくことが求められています。

次の項目について男女共同参画は実現していると思うか



網走市「男女共同参画」に関する市民アンケート（令和3年7月）

3. 成果指標の達成度より

（1）第2次プランの成果指標の達成状況

第2次プランの成果指標に基づく検証結果は以下のとおりとなりました。

	項 目	基準値	目標値	実績値	結果
1	男女共同参画についての認知度	13.9%	30%	57.2% (R3 市民アンケート)	達成
2	「男は仕事、女は家庭」という考え方について同感しないという人の割合	47.8%	60%	64.5% (R3 市民アンケート)	達成
3	市の審議会等委員に占める女性の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	24.3%	50%	24.6% (R3.4)	未達成
4	女性が働く状況について働きやすいと感じる女性の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	30.3%	50%	40.3% (R3 女性労働実態調査)	未達成
5	DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度	76.2%	80%	97.8% (R3 市民アンケート)	達成

（２）成果指標をおおむね達成したもの

成果指標の「１ 男女共同参画についての認知度」、「２ 『男は仕事、女は家庭』という考え方に同意しないという人の割合」、「５ DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度」の３つの項目では直近の実績値が目標値を上回る数値となり、これらの項目では、以前よりも市民の意識醸成が図られたことがわかりました。

（３）成果指標未達成となったもの

「３ 市の審議会等委員に占める女性の割合」と「４ 女性が働く状況について 女性が働きやすいと感じる女性の割合」の項目ではいずれも目標未達成となり、働く場における男女共同には依然として課題があることがわかります。

「令和３年度 網走市女性労働実態調査報告書」では「働きやすいと思わない理由」として、「労働条件が整っていない」、「働く場が限られている」、「結婚や出産に伴う退職の慣行がある」、「保育施設が整っていない」、などがあげられており、育児等をしながらでも女性が働きやすい労働環境の整備や、「結婚や出産をしたら女性は家に入る」のような、これまでの慣行に対する意識の改革が必要であることがわかります。

４．第２次プランの成果と今後における課題の整理

（１）男女共同参画社会の実現に向けた意識改革について

成 果	- 男女共同参画の認知度の向上 「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方に対する意識改革
課 題	- 慣習やしきたりなどの固定観念や、無意識な思い込みによる差別や区別を生まないための意識改革の促進 - 高齢者や若者への男女共同参画への関心、認知度の向上 - 多様性を尊重しあう意識の促進

⇒基本目標Ⅰ 基本方針３ に反映

（２）あらゆる分野への男女共同参画の促進について

成 果	職場における男女平等意識の向上
課 題	- あらゆる分野における女性の活躍推進を図るための環境整備の促進 - 意思決定の場における女性登用率の向上 - テレワーク、オンライン化など、多様で柔軟な働き方の推進

⇒基本目標Ⅱ 基本方針１～３ に反映

(3) 家庭における男女共同参画の推進について

成 果	- 子育て支援の充実 - 家庭における男女平等意識の向上
課 題	- 男性の家事・育児・介護等におけるさらなる参画に向けた意識改革 - 性別を問わず育児休業、介護休業等を取得しやすい職場環境への改善、啓発 - ワーク・ライフ・バランスの実現

⇒基本目標Ⅲ 基本方針 1 に反映

(4) 持続可能な活力ある社会へ向けて

成 果	- ライフステージに合わせた健康づくり支援の充実 - 介護福祉、障がい福祉の充実
課 題	- 防災・復興対策などの非常時における男女共同参画の視点の強化 - 人生 100 年時代を見据えた健康保持・増進 - 若い時から仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活をめざせる環境づくり

⇒基本目標Ⅲ 基本方針 2

基本目標Ⅳ 基本方針 1～3 に反映

(5) 女性や子供に対する暴力のない社会の実現について

成 果	- 相談窓口の開設及び相談受付 - ドメスティック・バイオレンスの認知度向上などの意識の醸成
課 題	- あらゆる人への暴力を容認しない社会の確立 - 非常時、緊急時における暴力の増加や深刻化の防止 - 相談体制の充実、相談窓口の周知

⇒基本目標Ⅴ 基本方針 1 に反映

第 2 次プランの策定から 10 年が経過し、ライフスタイルの多様化、経済の構造転換や国際化、情報通信技術（ICT）の進化やデジタル化の進展など、社会情勢は大きく変化しています。加えて、今後は令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性への暴力・性暴力の増加や深刻化、非正規雇用労働者などへの経済的な影響などに考慮するほか、テレワークなどの新しい働き方へのニーズを踏まえ、感染症が収束した後の時代を見据えた「新たな日常」の実現に向けた取り組みが求められます。

こうした変化に対応し、豊かで活力に満ちた社会を築くためには、誰もが性別にとらわれることなく多様な選択肢を自ら選ぶことができる環境を整備していくことが求められます。そうすることで誰もがお互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる、豊かで活力に満ちた「男女共同参画社会」を実現することができます。

第3章 プランの基本的な考え方

第3章 プランの基本的な考え方

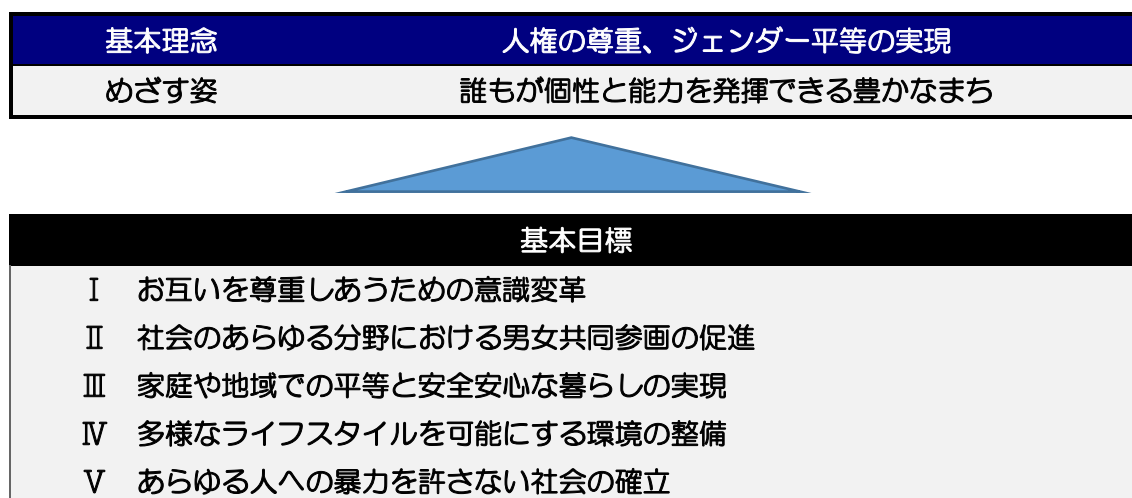
1. 基本理念と目標

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進していくことを目的としたものです。この基本法は、男女共同参画社会を「女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会」としており、そうした男女共同参画社会の形成は、21世紀の最重要課題です。

人口減少社会の本格化、人生100年時代の到来による働き方・暮らし方の変化、新型コロナウイルス感染症による影響など、社会情勢は変化しています。どのような立場や環境におかれている人も、人権が尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野に等しく参画し、個性と能力を十分に発揮できる、仕事と生活の調和が図られた「男女共同参画社会」の実現が引き続き望まれています。そのためには、男女平等の確立を根幹として、社会全体に男女平等の意識を醸成していく必要があります。

また、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、どのような環境にあっても、すべての人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を実現することにつながります。

これらのことを考慮し、基本的な理念を「人権の尊重」と「ジェンダー平等の実現」に置き、次に定める基本目標のもとで、「誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまち」をめざします。



2. プランの位置づけ

男女共同参画社会の実現は、すべての市民に関わることです。このプランは、網走市を構成する市民、民間団体、企業、行政などすべての者がそれぞれの役割を担い、一体となって取り組むための指針となるもので、次の事項に位置づけるものとして「網走市男女共同参画プラン推進会議」での検討を経て策定したものです。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画（該当部分：基本目標Ⅱ、基本目標Ⅲ）
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画（該当部分：基本目標Ⅴ）
- (4) 国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び、道の「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」を勘案した計画
- (5) SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図る計画
- (6) 「第 6 期網走市総合計画」の地域協働に関する個別計画として位置づけ、他分野の関連計画との整合性を図った計画
- (7) 「第 2 次網走市男女共同参画プラン（H24～R3）」を引き継ぐ計画

3. プランの期間

このプランの期間は、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。なお、今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じてプランの実効性を高めることを目的に見直しを行うものとします。

4. プランの評価・点検について

プランの推進にあたっては、社会情勢の変化に対応した適切な施策を推進するため、毎年度、進捗状況の評価・点検を行います。

5. 第3次網走市男女共同参画プランのポイント

(1) SDGs（持続可能な開発目標）との関連について

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12（2030）年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、包括的な17の目標が設定されており、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととされています。



本プランの推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとするすべての目標の達成への寄与を図ります。



(2) 女性が活躍しやすい環境整備の推進について

国の男女共同参画基本計画では、第4次計画策定以降、働き方改革の推進や女性の職業生活における活躍の推進が強調されています。その実現のためには、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、無意識のうちに性別による差別・区別が生じないようにすることが必要です。

上記のような意識改革を基本に、各種ハラスメントの防止、あらゆる暴力の予防と根絶に向けた取り組みなど、女性が働きやすい環境整備に向けた働きかけを推進します。

(3) デジタル化社会への対応

スマートフォンの普及やセンシング技術の高度化、5Gの普及など、デジタル化社会が到来しています。AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与することとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むように取り組んでいく必要があります。理工系分野の選択促進に関する男女平等意識の啓発や、大学、研究機関、企業（経済団体）等への男女共同参画社会づくりへの理解の促進、ICTの活用などによる労働環境の改善及び情報発信を図ります。

(4) 男女共同参画の視点に立った災害に強いまちに向けて

あらゆる分野において男女共同参画の視点を強化することが求められています。とりわけ、災害時などの非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の負担が女性に集中したり、配偶者等からの暴力や性被害・性的暴行が生じたりするといったジェンダー課題が拡大します。

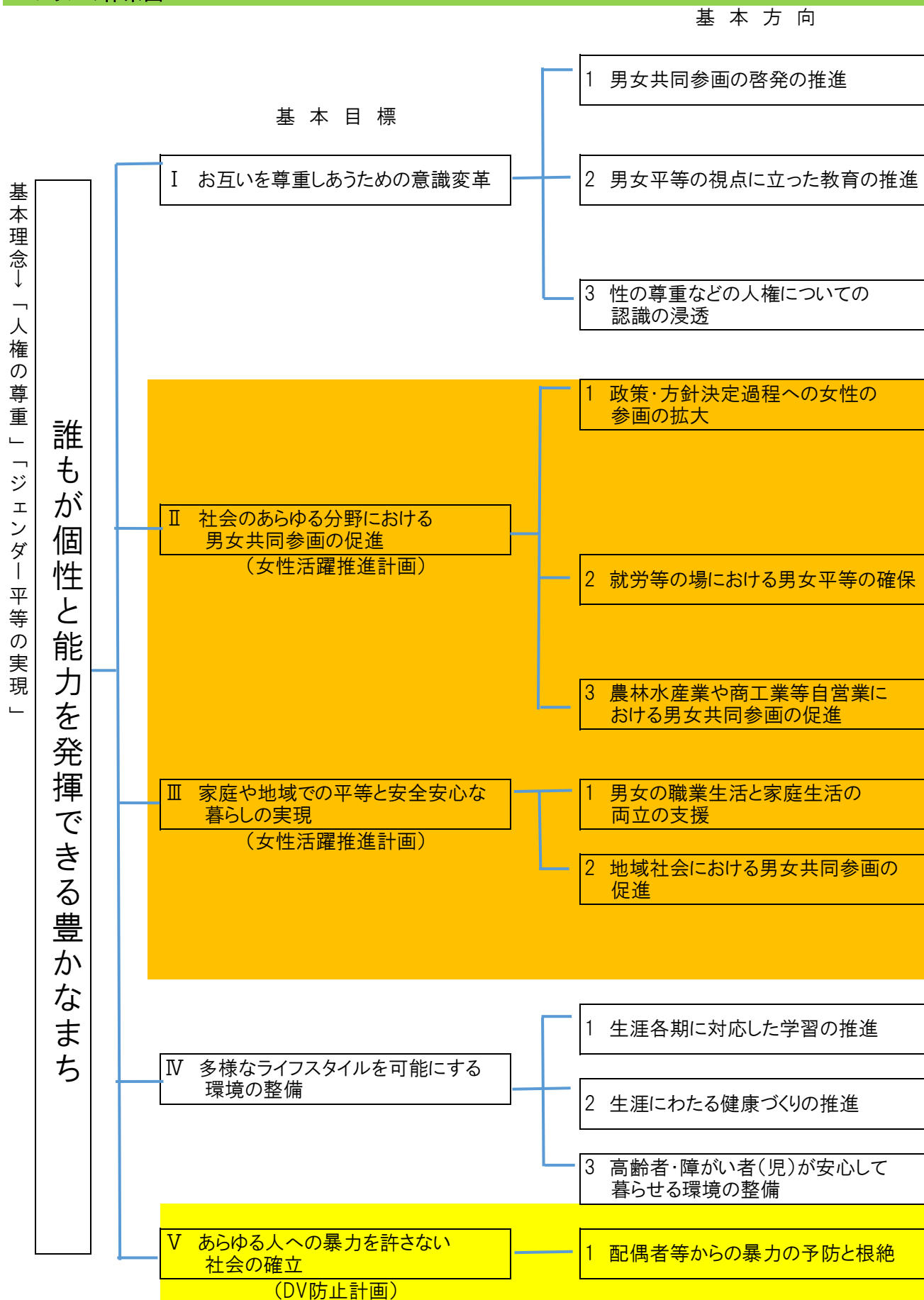
「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を活用した避難所運営など、非常時に備え、男女共同参画の視点を反映した防災・復興対策の取り組みを進めます。

(5) 多様性の尊重について

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、すべての人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を実現することにつながります。

誰もが性別にとらわれることなく、多様な選択をすることができるよう、多様性の尊重についての理解の促進を図ります。

6. プランの体系図



取 り 組 む べ き 施 策

- { ① 広報・啓発活動の充実
 - ② 調査の充実
 - ③ 情報収集・提供の充実
- { ① 家庭における男女平等教育の推進
 - ② 学校等における男女平等教育の推進
 - ③ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
 - ④ 社会における男女平等教育の推進
- { ① 性の尊重、ジェンダー平等の浸透
 - ② 母性・父性の重要性の浸透
 - ③ 各種ハラスメントの防止

- { ① 審議会等への女性の登用の推進
 - ② 役職等への女性の登用の促進
 - ③ 庁内における男女共同参画の推進
- { ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
 - ② ICTの活用などの職業能力開発の充実
 - ③ 女性の再就業の支援
 - ④ 起業化をめざす女性への支援
 - ⑤ パートタイムや派遣労働者、家内労働者の労働条件の整備
 - ⑥ 多様で柔軟な働き方の普及
- { ① 農林水産業等自営業における男女共同参画の促進
 - ② 農林水産業等自営業における労働環境の整備
- { ① 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - ② 安心して子育て・介護ができる体制の充実
- { ① 防災・復興における男女共同参画の推進
 - ② 地域活動の促進
 - ③ ボランティア活動の促進
 - ④ 姉妹都市・友好都市との交流

- { ① 学習機会の提供・充実
- ② 生涯学習関連施設の充実
- ③ 学習情報の提供機能や相談体制の充実

- { ① 健康づくりの推進
- ② 保健医療体制の充実

- { ① 生きがいと社会参加の促進
- ② 住環境整備、介護・看護サービスの充実

- { ① 相談・支援体制の確立
- ② 暴力をなくす運動の啓発

第4章 プランの内容

第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ お互いを尊重しあうための意識変革



男女共同参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的性別役割分担意識※や性差に関する偏見を解消することや、無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）※によって、性別による差別や区別が生じるなどの悪影響を生まないよう、意識改革と理解の促進を図り、人々の意識を個々の人権を尊重する意識へ変えていくことが大きな課題です。

広報等による啓発や学校教育、生涯学習等を通じ、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合える社会に向けて意識の変革を図ります。

■ 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を決めてしまう考え方。個人の生き方を性によって狭めるものとして疑問視され、女性問題解決のための課題とされています。

■ 無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）

日本語で「無意識の偏ったものの見方」のことです。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもあります。自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りをいい、例えば「親が単身赴任中」と聞くと父親を思い浮かべるなど、日常のあらゆる場面で起きています。

基本方向1 男女共同参画の啓発の推進

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、住民ニーズに沿った情報提供、あらゆる世代に対し継続的な啓発活動をするとともに、社会制度や慣行の背景にある男女が置かれている状況の客観的把握が必要であるため、今後も引き続き効果的な啓発活動・調査などの取り組みを進めます。

【取り組むべき施策】

①	広報・啓発活動の充実
②	調査の充実
③	情報収集・提供の充実

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R3	R9	R13
男女共同参画についての認知度	57.2%	62%	67%
網走市が実施する男女共同参画に関する情報発信の取り組みに対する認知度	-	50%	55%

モニタリング指標	現状値
	R2
広報あばしり「ひゅ〜ら」連載件数	12回/年
暮らしをデザイン講座の実施回数	1回

【事業の概要】

① 広報・啓発活動の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○広報紙による啓発 男女共同参画の目指す方向や諸問題、女性関連施策、法制度などのあらゆる情報を、市民参加による創意工夫を行いながら、市民の理解を深めるため、啓発と情報提供を行います。	市民・団体 企業	企画調整課
○各種講座・研修会等の開催 市内各種団体や企業等とも連携しながら、男女共同参画を題材とした各種講座・研修会を開催し意識の高揚に努めます。また、開催に当たっては、若い世代や男性参加を促進するため夜間・休日の開催、一時保育等の工夫に努めます。	市民・団体 企業	関係課
○推進体制の確立 男女共同参画を推進するための体制を整備し、啓発活動や研修機会の充実に努めます。	市民	企画調整課
○活動拠点施設の充実 国立女性教育会館、道立女性プラザや各地女性センター等との連携を図りながら、男女共同参画に関する学習や研究などの活動の場の整備に努めます。	市民	社会教育課 企画調整課

② 調査の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○各種調査の充実 男女共同参画に関する各種調査を実施し、関係施策等への反映に努めます。 ・男女共同参画に関する市民意識調査 ・女性労働実態調査 ・各種統計調査	市民・企業	企画調整課 情報政策課 関係課

③ 情報収集・提供の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○インターネットによる提供 国や道、市町村関連施設とのネットワーク化による情報の収集を図り、市の公式サイト等による情報提供に努めます。	市民・団体 企業	企画調整課
○情報コーナーの設置 関係行政機関からの案内や情報、女性情報誌や女性関係図書等を提供するため、男女共同参画に関する情報コーナー設置に努めます。	市民・団体 企業	図書館

基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進

男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。

固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、引き続き学校教育の場などにおいて、男女平等を推進する教育・学習を意識浸透させる取り組みを進めます。

【取り組むべき施策】

①	家庭における男女平等教育の推進
②	学校等における男女平等教育の推進
③	科学技術・学術における男女共同参画の推進
④	社会における男女平等教育の推進

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R3	R9	R13
家庭の中で男女が平等であると感じる人の割合	41.4%	45%	50%
教育の場で男女が平等であると感じる人の割合	47.6%	52%	57%

モニタリング指標	現状値
	R2
子育て支援センター、家庭児童相談室、子育て世代包括支援センターでの相談受付件数	延べ626件 (支援：154件、 家庭児童：109件、 包括支援：363件)
家庭教育フォーラムの開催回数および参加者数	1回/120人

【事業の概要】

① 家庭における男女平等教育の推進

事業の内容	施策対象者	所管
○男女平等意識の啓発 ・家庭内でのジェンダー※をとらえ直し、個の尊重の重要性についての啓発に努めます。 ・家事、育児、介護等は男女が共同で担っていくという意識の醸成を図ります。	市民	企画調整課 関係課
○家庭教育学習 親を対象とした、父親と母親の役割、子育ての課題の共有など男女平等観に基づいた家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。	市民	社会教育課 健康推進課 子育て支援課
○子育て・家庭教育相談 乳幼児期から青年期までの子をもつ親等を対象に、子育てや教育の悩みに対して関係行政機関や各種相談機関と連携して、相談の充実に努めます。	育児・教育に悩みのある市民	健康推進課 子育て支援課 学校教育課

② 学校等における男女平等教育の推進

事業の内容	施策対象者	所管
○教科・特別活動指導 保健体育や理科（人体）、家庭科などの教科や学級活動、児童生徒会活動、クラブ活動、学校行事などの集団での体験活動を通して、男女が互いに相手の立場と性差（ジェンダー）を理解する指導の充実に努めます。	児童・生徒	学校教育課
○男女混合名簿の推進 男女平等意識の醸成のため、男女混合名簿の推進に引き続き努めます。	児童・生徒	学校教育課
○進路・就職指導 性別にとらわれることなく、個性や能力に応じて主体的に進路選択ができるよう、適切な指導に努めます。	児童・生徒	学校教育課
○教職員研修の充実 学校教育や幼児教育に携わる教職員及び関係者に対し、人権の尊重や男女共同参画社会に関する情報や研修の機会を提供し、意識の高揚に努めます。	教職員・幼稚園教諭・保育士など	企画調整課 子育て支援課 学校教育課

③ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

事業の内容	施策対象者	所管
○理工系分野の選択促進に関する男女平等意識の啓発 理工学系分野への女性の進出のため、理工系分野への進路選択に関する保護者や教員等の理解促進に向けた啓発に努めます。	市民	企画調整課
○団体・企業等への働きかけ 大学、研究機関、企業（経済団体）等に、男女共同参画社会づくりへの理解を深めるとともに取り組みについて協力を求めます。	団体・企業	企画調整課 商工労働課

④ 社会における男女平等教育の推進

事業の内容	施策対象者	所管
○学習プログラムの開発 ジェンダーフリー※に係る学習プログラムを開発し、男女平等教育の推進を図ります。	市民	社会教育課
○各種講座・講演会の開催 男女共同参画社会の基本認識の理解を深める各種講座・講演会を開催するなど、学習機会の充実を図り男女平等観に立った教育の推進に努めます。	市民	社会教育課
○団体・企業への働きかけ PTA、青年団体等を始めとする各種社会教育関係団体あるいは企業（経済団体）等に、男女共同参画社会づくりへの理解を深めるとともに取り組みについて協力を求めます。	団体・企業	商工労働課 社会教育課 関係課
○女性のエンパワーメント※育成 女性のエンパワーメントにつながる学習機会を一層充実させ、女性の能力開発の促進を図ります。	社会参画を希望する女性	企画調整課 社会教育課

■ジェンダー

生物学的な性別の差ではなく、社会的・文化的につくられた男女の違い（性差）をいいます。

■ジェンダーフリー

ジェンダー（文化的、社会的に作られた性差）にとらわれない、自由な意思や考え方をもって行動することを言います。このような考え方をもって行動すること、また性別による異なった期待、役割から解放された社会のあり方が、男女共同参画社会の実現には必要です。

■エンパワーメント

女性が政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる場面で、自己決定力と責任をもち、もてる能力を発揮できるよう「力」をつけることを意味します。

基本方向3 性の尊重などの人権についての認識の浸透

次代を担う子どもたちが、健やかに、個性と能力を発揮できるように育っていくことが重要であり、個人の尊厳の確立は、「男女」ととどまらず、年齢や国籍、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含めた多様な人々がその個性と能力を発揮していくために必要なことです。

個々の人権を尊重する意識への変革のため、性の尊重やジェンダー平等の浸透、個々の人権を脅かす各種ハラスメントの防止など、今後も情報啓発の場の提供などの取り組みを引き続き進めます。

【取り組むべき施策】

①	性の尊重、ジェンダー平等の浸透
②	母性・父性の重要性の浸透
③	各種ハラスメントの防止

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R3	R9	R13
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しないという人の割合 【基本目標Ⅲ 基本方向2再掲】	64.5%	69%	74%
性的少数者またはLGBTという言葉の意味を知っているという人の割合	85.7%	90%	95%

モニタリング指標	現状値
	R2
広報あばしり「ひゅ〜ら」連載件数	12回/年
暮らしをデザイン講座の実施回数	1回
地域子育て支援センターにおける講演会の実施回数	講演会 1回 ミニ講演会 3回

【事業の概要】

① 性の尊重、ジェンダー平等の浸透

事業の内容	施策対象者	所管
○性の尊重、ジェンダー平等の啓発 - 男女相互の「性」の尊重を促すための啓発に努めます。 - LGBTをはじめとする性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）※に関する啓発を通じて、多様な性への理解の促進に努めます。 ○学習機会の提供 家庭教育学習をはじめ各種講座等において、男女相互の「性」の尊重を促すための人権・性に関する学習内容を取り入れた学習機会の充実に努めます。 ○学校教育における性教育の充実 学校における発達段階に応じて、性やエイズに関する学習を行い、生命を尊重する意識の育成に努めます。 ○視聴覚ライブラリーの充実 人権学習、性に関する学習で活用できるビデオ等教材の充実を図ります。 ○環境浄化・非行防止活動の推進 インターネット上の有害情報や犯罪から青少年を守るため、児童・生徒の保護者へフィルタリング等のインターネットの適正利用に関する情報提供や青少年に対する非行防止について、関係機関・関係団体との連携及び情報交換を深め、補導活動や広報等による啓発活動に努めます。 ○性と生殖に関する考え方の普及 「性」や「生殖」に関する健康・権利［リプロダクティブ・ヘルス/ライツ］※の浸透・定着に努めます。	市民・企業 団体 市民 児童・生徒 児童・生徒 青少年 市民	企画調整課 商工労働課 社会教育課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課 学校教育課 社会福祉課 学校教育課 企画調整課

② 母性・父性の重要性の浸透

事業の内容	施策対象者	所管
○母性・父性の啓発 母性・父性の重要性についての啓発に努めます。 ○学校教育における母性教育の充実 学校教育において母性の尊重に関する指導の充実を図ります。 ○企業等に対する母性保護の周知・啓発 働く女性の母性保護のため、企業等に対する関係法令の周知広報に努めます。 ○母子保健事業の充実 母子の健康維持、増進のための正しい知識を普及するため、関係機関と連携し、母親・両親学級、各種健康診査、相談・訪問指導等の充実に努めます。	市民 児童・生徒 企業・団体 市民	企画調整課 健康推進課 学校教育課 商工労働課 健康推進課

③ 各種ハラスメントの防止

事業の内容	施策対象者	所管
○ハラスメント防止の意識啓発 売買春やセクシュアル・ハラスメントを始めとする「性」の尊重を阻害する要因を取り除くための啓発に努めます。	市民	企画調整課 商工労働課

■性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）（LGBT）

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）などの総称のこと。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する女性の健康／権利」。妊娠・出産に限定されず、自らの意思による女性の生涯を通じた女性自身の体と性の健康及び権利を確立する概念とされています。

■セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつ写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進



家庭や職場、地域社会において男女が共に参画し、責任を担うことにより、豊かな暮らしが可能となります。将来にわたって、女性が活躍しやすい社会を実現するためには、女性が風習や通念、家事などの固定的役割分担意識などに阻まれることなく、自身の希望する生き方を選択し、その能力を十分に発揮できるようにしていく必要があります。

企業等へ向けた意識啓発や働き方改革の推進、起業化を目指す女性への支援等により、女性活躍におけるさまざまな阻害要因を取り除く取り組みを進めます。

基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、極めて重要であるため、今後も審議会等への女性登用の促進、審議会等への市民公募の周知を行い、女性登用率※の目標を達成するための取り組みを引き続き進めます。

■女性登用率

各種審議会、委員会などの意思決定の場における女性委員の割合。政策の立案や方針を決める重要な場にどれだけ女性が参画しているかを示すものです。

【取り組むべき施策】

①	審議会等への女性の登用の促進
②	役職等への女性の登用の促進
③	庁内における男女共同参画の推進

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R3	R9	R13
市の審議会等委員に占める女性の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	24.6%	30%	35%を超えてさらに向上
女性が働く状況について 働きやすいと感じる女性の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	40.3%	50%	60%

モニタリング指標	現状値
	R3
市職員における女性管理職の人数 (4月1日現在)	5人/66人
市職員における女性管理職の割合 (4月1日現在)	7.6%
市職員における女性職員の人数 (4月1日現在、正職員)	99人/352人
市職員における女性職員の割合 (4月1日現在、正職員)	28.1%

【事業の概要】

① 審議会等への女性の登用の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○各種審議会・委員会委員の女性の登用促進 各種審議会・委員会等における女性委員登用率の目標値を、令和9(2027)年度末までに30%、令和13(2031)年度末までに35%を超えてさらに向上するものとし、その達成に努めます。 ・登用率調査の実施・登用状況の把握 ・登用状況の公表 ・市民公募枠の拡大、公募の周知 ○人材リストの整備 地域で活躍している女性の人材リストを整備し、女性登用の促進を図ります。	各種委員に応募を希望する女性 企業・雇用主 地域リーダー 各種地域団体等	総務防災課 企画調整課 関係課

② 役職等への女性の登用の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○市職員の女性登用促進 市の女性職員の採用拡大や、能力に応じた管理職への登用に努めます。	職員	職員課
○育児・介護休業制度の利用促進 育児・介護休業制度を男女いずれもが積極的に利用できる職場内の雰囲気づくりを図ります。	職員	職員課
○農林水産業、商工業等自営業の女性の参画促進 農林水産業、商工業等自営業に係る関係団体の活動への女性の参画について、理解と協力を関係者に働きかけます。	企業・団体	関係課
○企業や各種団体等の女性の参画促進 企業や各種団体等における方針等の決定の場への女性の参画について、理解と協力を関係者に働きかけます。	企業・団体	関係課
○女性の参画状況の把握 市や企業、各種団体等における女性の参画状況の把握・公表を行い、意識の醸成を図ります。	市民・企業・団体	企画調整課

③ 庁内における男女共同参画の推進

事業の内容	施策対象者	所管
○職員研修の充実 職員研修は、男女とも公平に受講の機会を設け内容の充実に努めます。	職員	職員課
○男女共同参画の啓発 職員研修の実施や職員向け啓発資料の作成により、職員全体の意識の向上に努めます。	職員	企画調整課
○庁内における調査・研究 職員自身における男女共同参画への意識の高揚を図り男女共同参画の職場づくりに向けて、調査・研究活動を行います。	職員	企画調整課

基本方向2 就労等の場における男女平等の確保

男女の均等な雇用機会及び待遇の確保を実現するため、男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、女性の就業継続などに取り組んでいく必要があります。

女性が就労を中断しなくてすむ社会的な制度の充実と浸透を図るため、今後も引き続き適切な労働条件の整備を企業等に周知・協力する取り組みを進めます。

【取り組むべき施策】

①	男女の均等な雇用機会と待遇の確保
②	ICT の活用などの職業能力開発の充実
③	女性の再就業の支援
④	起業化をめざす女性への支援
⑤	パートタイムや派遣労働者、家内労働者の労働条件の整備
⑥	多様で柔軟な働き方の普及

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R3	R9	R13
職場内で男女が平等になっていると感じる人の割合【基本目標Ⅱ 基本方向3再掲】	31.1%	36%	41%

モニタリング指標	現状値
	R2
企業等への啓発パンフレットの送付	975 事業所
「女性の活躍応援自主宣言」を行った市内企業・団体等の件数	8 件

※女性の活躍応援自主宣言：女性活躍推進に取り組む企業、団体等が行った宣言

【事業の概要】

① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

事業の内容	施策対象者	所管
○男女雇用機会均等法などの啓発 公共機関及び企業・民間団体等に対して、職場における募集、採用、配置、昇進について、男女雇用機会均等法や労働関係法の趣旨の周知徹底を図ります。	公共機関・企業・団体	商工労働課
○就労の場における意識の啓発 ・男女が平等に働ける環境を整備するため、男女労働者の双方に対して、就労の場における性別による固定的役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。 ・LGBTをはじめとする性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に関する啓発を通じて、就労の場における多様な性への理解の促進に努めます。	市民・企業・団体	企画調整課 商工労働課
○労働相談窓口の充実 女性の就業、復職に関して関係機関と連携して相談体制の充実を図り、女性問題に関する情報の提供を行います。	就業を希望する女性	商工労働課
○セクシュアル・ハラスメント防止の意識啓発 セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報提供を行い、セクハラのない職場環境をつくる啓発活動を進めます。	市民・企業・団体	企画調整課 商工労働課 職員課

② ICT の活用などの職業能力開発の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○職業能力開発の充実 女性の就業期間の長期化に対応し企業等における計画的・継続的な企業内訓練や自己啓発機会の提供・援助等に対する支援を求めます。	企業・団体	商工労働課
○ICT の活用などによる労働環境の改善及び情報発信 女性の参画が十分でない業種・職種において、ICT の活用による生産性の向上や人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図り、女性の就業及び定着を促進します。	企業・団体	商工労働課

③ 女性の再就業の支援

事業の内容	施策対象者	所管
○再就業に関する啓発 女性の再就業に関する様々な相談に応じ、ニーズに対応した援助・指導と情報提供による支援事業の周知を行い、女性の就業機会の拡大を図ります。	再就業を希望する女性	商工労働課
○人材育成の促進 再就業しようとする女性のニーズに対応した職業訓練や技能講習など職業能力開発の機会を提供します。	再就業を希望する女性	商工労働課

④ 起業化をめざす女性への支援

事業の内容	施策対象者	所管
○情報提供と相談機能の充実 起業化をめざす女性に必要な知識や事業計画づくり、資金調達などの情報提供や相談等に努めます。	起業化をめざす女性	商工労働課
○起業化支援施策 関係各課及び関係機関と連携し、起業化をめざす女性に対する支援に努めます。	起業化をめざす女性	商工労働課

⑤ パートタイムや派遣労働者、家内労働者の労働条件の整備

事業の内容	施策対象者	所管
○パートタイム労働者等の実態調査 パートタイムや派遣労働者、家内労働者のおかれている労働環境の調査を行い、実態の把握に努めます。	パートタイム労働者等	商工労働課
○パートタイム労働法や最低賃金制度の周知 企業等に対し、パートタイムや派遣労働者、家内労働者の就業条件、労働条件に関わるパートタイム労働法、家内労働法の周知や最低賃金制度の周知を図り、適正な改善を図るよう理解と協力を求めます。	企業・団体	商工労働課
○パートタイム労働法等の周知及び相談体制の充実 パートタイムや派遣労働者、家内労働者に対し、関係法令の周知を図るため情報提供を行うとともに、相談窓口の充実に努めます。	パートタイム労働者等	商工労働課

⑥ 多様で柔軟な働き方の普及

事業の内容	施策対象者	所管
○テレワークやオンライン化などの新たな働き方の推進 企業・民間団体等に対して、働き方改革推進の呼びかけや、テレワークやオンライン化などの新たな働き方の推進に努めます。	企業等	商工労働課

基本方向3 農林水産業や商工業等自営業における男女共同参画の促進

農林水産業に従事し生産や地域の活性化に貢献している女性、商工業等の自営業で家族従業員として大きな役割を担っている女性が、経営の方針決定過程に参画すること、また、長時間労働の解消や健康管理に配慮した労働環境の整備などが必要なことから、女性の就業環境の啓発・支援などによる取り組みを進めます。

【取り組むべき施策】

①	農林水産業等自営業における男女共同参画の促進
②	農林水産業等自営業における労働環境の整備

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R3	R9	R13
職場内で男女が平等になっていると感じる人の割合【基本目標Ⅱ 基本方向2再掲】	31.1%	36%	41%

モニタリング指標	現状値
	R2
「家族経営協定」締結世帯の登録数	4 件
網走市農業委員会における女性の人数	1 人/17 人

【事業の概要】

① 農林水産業等自営業における男女共同参画の促進

事業の内容	施策対象者	所 管
○労働状況の実態把握 農林水産業等自営業に働く女性の実態調査に努めます。	自営業に従事する女性	関 係 課
○研修会等の充実 女性が生産、経営の担い手として技術を習得するための研修会等の充実を図ります。	自営業に従事する女性	関 係 課
○経営への参画促進 農林水産業等自営業の経営に女性の参画を進めるよう、関係者に理解と協力を求めます。また、農業においては家族経営協定の普及啓発に努め女性の地位向上を図ります。	自営業者・関係団体	関 係 課

② 農林水産業等自営業における労働環境の整備

事業の内容	施策対象者	所 管
○労働環境の整備 定期的休日の確保と代替労働力の確保等、就業条件改善のための支援に努めます。	自営業を営む男女	関 係 課
○男性の家庭生活参画促進 男女で担う家庭責任について、農林水産業等自営業者を対象とした啓発活動に努めます。	自営業を営む男女	企画調整課 関 係 課

基本目標Ⅲ 家庭や地域での平等と安全安心な暮らしの実現



共働き世帯の増加などにより、家庭や地域において男女が共に参画し、互いに協力し合うことはますます重要となっています。また、地域や家庭での男女共同参画を進めることは、災害時などの緊急時にも男女がそれぞれ責任を担って防災・復興に携わることの礎となります。

将来にわたって、それぞれの負担の軽減を図りながら、男女が共に仕事と家事を両立し、趣味や学習、ボランティア活動などの自己実現を可能にし、すべての人が心豊かに暮らしていける社会になるよう、多様なライフステージに応じた働き方の選択を可能にするなどのワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場環境の整備や、子育て支援の充実、地域社会における男女共同参画の促進などに取り組んでいきます。

基本方向 1 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

育児休業制度※や介護休業制度※の普及と取得率の向上、保育園・幼稚園・認定こども園、児童館などの多様なニーズに対する充実を図り、子育て・介護をしやすい環境を、学校や地域、企業とともに整えていくことが求められます。

また、長時間労働の短縮などのワーク・ライフ・バランスをめざした生活への転換、家庭生活に関する知識の普及、子育てに対する不安や悩みの解消などに対し、今後、引き続きさまざまな取り組みを進めます。

■育児休業制度

育児・介護休業法に基づき、生後1年未満の子を養育する男女労働者に認められている休業制度のことです。（1歳到達日において、保育所に入れないなどの事情がある場合には最大2歳到達日まで延長することができます。）

■介護休業制度

育児・介護休業法に基づき、要介護状態にある対象家族を介護するために男女労働者に認められている休業制度のことです。

【取り組むべき施策】

①	家庭生活への男女の共同参画の促進
②	安心して子育て・介護ができる体制の充実

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R3	R9	R13
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しないという人の割合【基本目標Ⅰ 基本方向3再掲】	64.5%	69%	74%

モニタリング指標	現状値
	R2
市職員の男性の育児休暇の取得者数	1人
労働実態調査の育児休業制度の導入割合	46.3%
労働実態調査の介護休業制度の導入割合	41.5%

【事業の概要】

① 家庭生活への男女の共同参画の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○意識の啓発 家事、育児、介護を男女共に担う家庭責任について意識の啓発を行います。	市民	企画調整課
○育児・介護休業制度の普及促進 育児・介護休業制度を男女いずれもが積極的に利用できる雰囲気づくり、意識づくりに向けて普及・促進を図ります。	市民・企業 団体	企画調整課 商工労働課
○各種講座・講習会の充実 家庭における男性のあり方や役割に関する学習機会や働く女性を支援する視点から、家事・育児などの家庭生活に関する講座・講習会を充実します。	市民	社会教育課 健康推進課
○労働時間等の啓発 家庭・職場・地域社会でのバランス（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活への転換を進めるため、時間外による長時間労働の短縮などの働き方改革の推進に関する啓発を図ります。	企業・就労者	商工労働課

② 安心して子育て・介護ができる体制の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○相談窓口の周知 子育てに対する不安や悩みに対する相談窓口の周知に努めます。	子育てに悩みのある両親	企画調整課 関係課
○子育て支援センター・子育て世代包括支援センター事業の充実 子育て支援センターでは、子育てに関する総合相談の窓口として、相談・助言・指導・情報提供活動を行うほか、子育てに関する親同士の交流や子育てサークルへの支援など、さまざまなニーズに合わせた育児支援に努めます。 また、子育て世代包括支援センターでは、妊娠時から子育て期にわたるまでの、切れ目のない支援を行います。	子育て支援を必要とする両親	子育て支援課 関係課
○子育て支援としての読み聞かせ機会の充実 図書館等で読み聞かせ会を行うことで、家庭での読み聞かせ・読書活動を支援します。	保護者と子どもなど	図書館
○多様な保育サービスの充実 ・ゼロ歳児保育や病後児保育など保育所の整備と充実に今後も努めます。 ・多様な就業形態に対応した延長保育、一時保育等多様な保育サービスの充実を図ります。 ・世代間交流などの事業により、保育所の専門的機能を地域に活用していきます。	保育を必要とする両親	子育て支援課
○放課後児童対策の充実 共働き家庭の小学生を対象に児童館活動の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	共働き家庭の小学生	子育て支援課
○育児・介護休業制度の啓発 育児・介護休業制度の定着を促進するために、市民・企業・団体に対する周知・啓発を行います。	市民・企業 団体	企画調整課 商工労働課
○ひとり親家庭に対する支援 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や自立支援に向けた取り組みを進めます。	ひとり親	子育て支援課

基本方向2 地域社会における男女共同参画の促進

地域の活性化は男女共同参画社会においても重要な役割を果たします。とりわけ、災害時や被災後の復興などの非常時には、地域の協力が必須となり、その中では男女共同参画の視点に立った対策が求められます。非常時に備え、地域社会においても女性の進出を促進するなど、男女共同参画意識を推進することが大切です。

誰もが地域活動へ参画する環境を作り、ボランティア活動に対する関心を高める取り組みや、地域活動の男女共同参画の促進を図り、男女ともに地域活動への関心を高める取り組みを進めます。

【取り組むべき施策】

①	防災・復興における男女共同参画の推進
②	地域活動の促進
③	ボランティア活動の促進
④	姉妹都市・友好都市との交流

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R3	R9	R13
防災・災害復興対策に男女の性別に配慮した対応が必要であると感じる人の割合	83.8%	88%	94%
地域活動の場で男女が平等であると感じる人の割合	31.5%	36%	39%

モニタリング指標	現状値
	R2
自主防災組織率	70.5%
ボランティア人材リストの登録数	個人 232 名 団体 59 団体 1,011 名

【事業の概要】

① 防災・復興における男女共同参画の推進

事業の内容	施策対象者	所管
○男女共同参画の視点からの防災・復興の理解促進 災害時や災害復興時における男女共同参画意識の重要性について啓発し、理解の促進に努めます。	市民	企画調整課
○災害対応における男女共同参画の視点の強化 災害時対応や防災備品などについて男女共同参画の視点から適宜見直しを行います。		総務防災課
○自主防災組織の育成 「自分たちのまちは自分たちで守る」意識のもと、男女が共に参画する自主防災組織の育成に努めます。 ・防災訓練 ・防災研修会	防災組織への加入市民	総務防災課 市民活動推進課

② 地域活動の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○地域活動への女性参画 各種団体の地域活動における男女共同参画を促進するとともに、その方針決定の場への女性の参画促進に努めます。	市民・各種団体	企画調整課 関係課
○男性の地域活動参画 男性の地域社会への参画を促すため、地域活動への関心を高める啓発と雰囲気づくりに努めます。	市民・各種団体	企画調整課 関係課
○環境・消費活動の充実 環境問題や消費生活課題の啓発や情報の提供、学習の推進を図り、自主的な活動の取り組みを支援します。	市民	市民活動推進課 生活環境課
○女性指導者の養成・確保 女性が地域社会でリーダーシップを発揮して活躍できるよう、研修機会を充実して指導者の養成・確保を図ります。	地域リーダーを希望する女性	関係課
○世代間交流事業 高齢者の知識や技術、体験、生き方などを若い世代に伝え、各世代のふれあいを通して共に学ぶ機会として、世代間の相互理解を深めます。	参加を希望する高齢者	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
○女性団体の育成・支援 女性の地位向上を目標に、自主的活動を促進するため育成に努め、組織の活性化を図ります。	各女性団体	社会教育課

③ ボランティア活動の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○ボランティア活動の啓発 ボランティア活動への参画を促す意識の醸成について啓発に努めます。	市民	市民活動推進課 社会福祉課 関係課
○ボランティア学習の促進 ボランティア活動に関わる人材の育成や学習機会の充実を図るとともに、団体の支援を行います。	ボランティア活動を希望する市民・団体	市民活動推進課 介護福祉課 関係課
○ボランティア人材リストの充実 ボランティア活動を希望する人と受けたい人のニーズを調査し把握します。	ボランティア活動を希望する市民・団体	社会福祉課 関係課

④ 姉妹都市・友好都市との交流

事業の内容	施策対象者	所管
○姉妹都市・友好都市交流の促進 国際化が急速に進展する中、国内外の動きや文化への理解と関心を高めるため、姉妹都市・友好都市との交流活動へ少年期から積極的に参加する感覚を持てるよう市民レベルでの交流を促進します。	市民・留学生 教育訪問団	企画調整課
○国際理解の醸成 諸外国に対する正しい理解と認識を深め、国際感覚豊かな市民性を養うため、国際理解に関する学級・講座の開設、講演会等により国際感覚を身につける意識の醸成に努めます。	市民	企画調整課 社会教育課
○外国人受入れ体制の整備 姉妹都市をはじめとする諸外国から来訪する外国人や留学生の積極的受入れに努めます。	外国人・留学生	企画調整課
○情報の提供 国際化に向け、諸外国の女性問題に関する資料の収集と提供に努めます。	市民	企画調整課

基本目標Ⅳ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備



人生100年時代の到来に伴い、生涯を通じて健康で生きがいを持って生き生きと暮らせることがますます重要となります。各世代に対応する学習機会の充実や、健康保持・増進の取り組みなどを進めます。

また、高齢者や障がい者（児）の社会参加を促進する各種福祉施策や在宅福祉サービスの充実や、男女が共に在宅介護を担うため、社会全体で支える体制づくりを進めます。

基本方向1 生涯各期に対応した学習の推進

年齢に関わらず、各世代に対応する生涯学習機会の充実を図る取り組みを引き続き実施するとともに、学習に対するニーズの多様化、インターネットなどの学習の手段の多様化が進んでいるため、その変化に対応した取り組みを進めます。

【取り組むべき施策】

①	学習機会の提供・充実
②	生涯学習関連施設の充実
③	学習情報の提供機能や相談体制の充実

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R2	R9	R13
住民対象講座の受講者数	1,754 人	2,500 人	3,000 人

モニタリング指標	現状値
	R2
あばしり学講座の実施回数	1 回
網走市民大学講座の実施回数	4 回
暮らしをデザイン講座の実施回数	1 回

【事業の概要】

① 学習機会の提供・充実

事業の内容	施策対象者	所管
○企業・団体との連携促進 生涯各期にわたる学習活動を円滑かつ効果的に行うため、就労者も参加できるよう企業・民間団体等との連携協力を図ります。	企業・団体	企画調整課 社会教育課
○参加しやすい学習機会の提供 家事、育児や就労などで学習時間が制約される人々の学習ニーズの把握に努めるとともに、学習機会の提供の充実を図ります。 また、成人男性に対する学習ニーズの把握に努め、プログラム開発等学習環境の充実を図ります。	生涯学習に参加する市民	社会教育課
○女性の生涯学習の推進 女性の多様化、高度化した学習要求に対応するため、大学等のもつ教育機能を活用し、女性の生涯学習の推進を図ります。	生涯学習に参加を希望する女性	社会教育課

② 生涯学習関連施設の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○学習施設の充実 住民にとって身近な生涯学習関連施設の充実に努めます。特に女性の抱える諸課題を自ら解決するための拠点施設の充実に図ります。	市民	社会教育課

③ 学習情報の提供機能や相談体制の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○学習情報の提供機能や相談体制の充実 男女共同参画社会の実現に向けて、生涯各期にわたる学習情報の提供を始め、市民のニーズに応えるための情報収集や相談体制の充実に図ります。	市民	社会教育課

基本方向 2 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯にわたる健康づくりは、人生を豊かで生き生きと過ごす上で重要な課題であるため、今後も引き続きライフステージに併せた健康づくりの推進と保健医療体制を充実させる取り組みを進めます。

また、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるような対策などの取り組みを進めます。

【取り組むべき施策】

①	健康づくりの推進
②	保健医療体制の充実

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R3	R9	R13
「妊娠・出産期、更年期、高齢期など、ライフステージにあわせた健康づくり支援と保健医療体制の充実」が充実していると感じる人の割合	38.5%	40%	45%

モニタリング指標	現状値
	R2
地域子育て支援センターにおける相談件数	154 件
子育て世代包括センターにおける相談・支援件数	363 件

【事業の概要】

① 健康づくりの推進

事業の内容	施策対象者	所 管
○市民健康づくりプランの推進 市の関係部署と健康推進員協議会、食生活改善協議会、スポーツ推進委員会が連携しそれぞれの役割を担い、市民一人ひとりの健康づくりを支え健康づくり運動の推進に努めます。 - 生活習慣病の予防のため、栄養・食生活・運動・身体活動・休養・心の健康づくり・歯の健康などについて改善を目指します。 - 健康管理と病気の早期発見のため、健康診査の受診の促進を図ります。	市民	健康推進課 関係課

② 保健医療体制の充実

事業の内容	施策対象者	所 管
○保健医療サービスの充実 妊産婦、乳幼児健康診査や保健指導などの母子保健事業の一層の充実・強化を図るとともに、保健センターと医療機関との連携強化により、母子保健対策の一層の充実を図ります。	妊婦及び乳幼児のいる女性	健康推進課
○育児支援の充実 妊娠、出産、育児の正しい知識の普及を図るとともに、親が自信をもって育児をし、子どもが順調に成長できるよう支援の充実に努めます。	妊婦及び乳幼児のいる両親	健康推進課 子育て支援課

基本方向3 高齢者・障がい者（児）が安心して暮らせる環境の整備

「第6次網走市障がい者福祉計画（ハートプランⅦ）並びに第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）」に基づき、障がい者のニーズとしてあげられている「経済的負担の軽減」、「障がいのある人への理解のための啓発や教育」に対応した取り組みなどを進め、市民が生き生きと社会に参画し、自らのライフステージの充実を図り、高齢者・障がい者が安心して暮らせるまちづくりを引き続き進めます。

【取り組むべき施策】

①	生きがいと社会参加の促進
②	住環境整備、介護・看護サービスの充実

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R2	R9	R13
認知症サポーターの養成人数（累計）	3,484 人	4,484 人	5,484 人

モニタリング指標	現状値
	R2
高齢者の生活を総合的に支援する助成券の交付件数	3,492 件
ボランティアの確保及び育成を目的とした研修会への参加者数	42 人

【事業の概要】

① 生きがいと社会参加の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○生活環境の整備 高齢者や障がい者（児）の社会参加が進むよう、公共施設、道路、公園などのバリアフリー*化の推進に努めます。	高齢者・障がい者（児）	都市整備課 建築課
○社会参加支援事業の充実 高齢者や障がい者（児）が主体的に社会参加できるよう、交通費の助成や、健康増進・学習機会の確保など支援の充実に努めます。	高齢者・障がい者（児）	社会福祉課 介護福祉課
○高齢者の就業機会の確保 高齢者の就業意欲に応じた就業機会を確保・提供するための啓発と、シルバー人材センターの充実を図ります。 また、シルバー人材センターとの連携により、高齢者に生活支援サービスを提供します。	企業・団体 就業を希望する高齢者	商工労働課 介護福祉課

○障がい者の就業機会の確保 障がい者がその適性と能力に応じて就業機会を確保・提供するための雇用啓発と就労継続支援などの職業訓練による雇用機会の拡大、地域活動支援センターの充実を図ります。	企業・団体 就業を希望する障がい者	商工労働課 社会福祉課
--	----------------------	----------------

② 住環境整備、介護・看護サービスの充実

事業の内容	施策対象者	所管
○在宅福祉サービスの充実 ・日常生活に支障のある高齢者や障がい者（児）に対し、健全で安らかな在宅生活を送るために住宅改修や福祉用具の貸与、ホームヘルプ、訪問看護、訪問リハビリなど保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。 ・デイサービスセンターやリハビリテーション施設などの施設サービスの充実に努めます。	日常生活に支障のある高齢者・障がい（児）	社会福祉課 介護福祉課 関係課
○施設整備とネットワーク 特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設に加え、地域密着型サービスの基盤整備を促進し、近隣の支え合いのネットワークの充実を図ります。	日常生活に支障のある高齢者	介護福祉課
○男女の介護力養成と人材確保 高齢者や障がい者の介護に関わる人材を確保するため、助成及び研修等による人材の養成と資質の向上を図ります。	ホームヘルパー・介護者をめざす男女	介護福祉課
○住宅環境の整備 高齢者や障がい者（児）が安心して暮らせるシルバーハウジングなど公営住宅の整備とバリアフリー法*などの設計指針に基づくバリアフリー住宅の促進を図ります。	高齢者・障がい者（児）	建築課
○住宅整備の支援 高齢者や障がい者（児）が日常生活の利便性を向上するため、バリアフリー住宅等の増改築及び改修を必要とする場合の工事費の支援や相談に努めます。	住宅整備を希望する市民	建築課
○相談体制の充実 高齢者や障がい者、家族からの悩みなどに対応するため、関係部署及び各種相談機関と連携を図り相談窓口の充実に努めます。	相談を必要とする高齢者・障がい者	介護福祉課 社会福祉課

■バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去することをいいます。

■バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」のことです。

基本目標Ⅴ あらゆる人への暴力を許さない社会の確立



男女を問わず、ドメスティック・バイオレンス*やセクシュアル・ハラスメントの被害は潜在化する傾向にあります。近年ではSNS等の普及からその実態もさらに多様化・複雑化しており、問題の解決をより困難にしています。

誰もが安心して相談できる体制の充実等のほか、予防のための意識啓発など、関係機関が連携して暴力の根絶に取り組んでいきます。

■ドメスティック・バイオレンス

略称DV。配偶者間や、内縁関係にある者、または恋人など親しい関係にある者による暴力のことです。

基本方向1 配偶者等からの暴力の予防と根絶

配偶者等からの暴力、性犯罪、高校生・大学生などの若者が交際相手から受けるデートDV、経済的暴力、SNS などの新たなコミュニケーションツールを通じた精神的な暴力など、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを推進していかなければなりません。

今後も引き続き、暴力を容認しない社会風土の醸成、相談しやすい環境整備、関係機関との連携などによる取り組みを進めていきます。

【取り組むべき施策】

①	相談・支援体制の確立
②	暴力をなくす運動の啓発

【目標・指標】

成果目標	現状値	目標値	
	R3	R9	R13
ドメスティック・バイオレンスの認知度	98.9%	100%	100%
網走市の女性相談窓口の認知度	-	50%	55%

モニタリング指標	現状値
	R2
要保護児童対策地域協議会の開催	15 回
女性相談員による相談件数	358 件

① 相談・支援体制の確立

■シelter
暴力などから逃れてきた被害者のための一時避難所のことです。被害者に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなどの支援を行っています。

事業の内容	施策対象者	所管
○暴力に関する調査及び啓発 女性や子どもを始めとする全ての暴力に関する実態を把握し、性暴力・性犯罪に対する社会的関心をうながす啓発に努めます。 ○配偶者等からの暴力をなくす啓発の促進 ドメスティック・バイオレンスに対する市民の意識・関心を高めるようなセミナーの開催や冊子を作るなどの啓発活動に努めます。	市民 市民	企画調整課 関係課 企画調整課

第5章 プランの推進

第5章 プランの推進

1. 庁内における推進

「網走市男女共同参画プラン」を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部局と連携・協力して全庁的に取り組みます。

庁内の相互調整を行う体制を整備し、また、職場研修などあらゆる機会を通じて職員の認識を高めていきます。

2. 市民による推進

プランの推進にあたっては、行政ばかりでなく広く市民、民間団体、企業の理解と協力が必要です。

このプランは、網走市全体で取り組むべき課題について共通理解がもてるよう、あらゆる場において、広報や啓発などを通して情報を提供して、行政と市民、民間団体、企業が連携を保ちながらプランの効果的な推進に努めていきます。

また、市民や関係団体からなる「網走市男女共同参画プラン推進会議」において、プランの評価や見直しに関する意見を反映させるなど、官民一体となった推進を図ります。

3. 国・北海道との連携

プランの推進にあたり、法律や諸制度の整備・改善などの情報収集を行い、国・北海道・他の自治体との連携により市の施策がより効果的に展開されるよう努め、市民への情報提供及び啓発の充実を図ります。

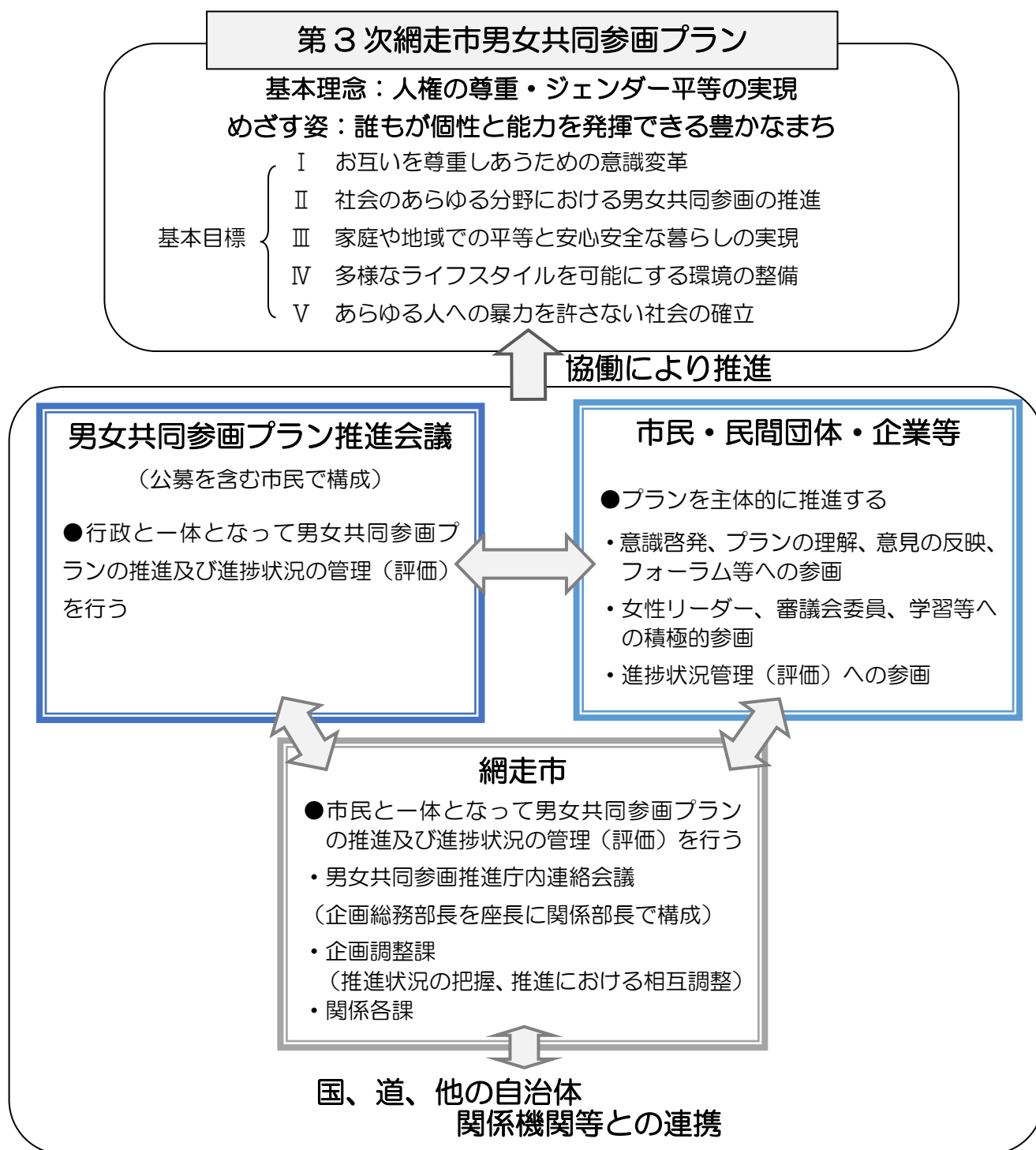
4. プランの推進管理

プランを効果的に実施していくためには、施策結果の実績、効果を点検・評価して次年度に反映させていくことが必要です。行政と「網走市男女共同参画プラン推進会議」との連携により、施策の結果を客観的に判断し、現状や問題点を話し合い、見直しや進捗状況を定期的に点検・評価した推進管理を行います。

5. プランの評価

プランの達成状況の把握にあたり、成果目標や、関連する状況を把握するためのモニタリング指標を設定しています。国の動向や社会情勢の変化等を施策に反映させながら、計画を着実に推進していきます。

6. プランの推進体系



第3次網走市男女共同参画プラン

令和4年3月

発行：網走市企画総務部企画調整課

〒093-8555

北海道網走市南6条東4丁目

電話：0152-44-6111 FAX：0152-43-5404

URL：<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp>

Email：ZUSR-KS-KIKAKU-KIKAKU@city.abashiri.hokkaido.jp